

事故救済制度に係る認知症の診断について

«賠償責任保険の登録促進について»

- 診断助成制度開始前（平成31年1月27日まで）に国内医療機関で診断を受けている者は、令和3年3月31日までは、統一書式の診断書を提出することで、賠償責任保険及びGPS安心かけつけサービス申込みの対象としたが、引き続き、令和4年3月31日まで対象とし事前登録を推進していくでよいか。
- あわせて、第2段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者については、検査費用の助成は対象外だが、賠償責任保険及びGPS安心かけつけサービス申込みは対象とし、引き続き、令和4年3月31日まで事前登録を推進していくでよいか。

※見舞金は事前登録がなくても支給。